

令元福情答申第5号

令和元年8月27日

福岡市教育委員会 様

(総務部サービス指導課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成29年10月19日付け教コ第623号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む)(平成24年度分)」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。

- ①別紙・文書10のうち「県教育庁の担当者のメールアドレス」
- ②別紙・文書12のうち「始末書本文」の5行目から15行目までの部分
- ③別紙・文書4及び文書6のうち「加害教員の担任する組」

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成29年8月18日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成29年8月2日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成29年8月18日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年9月19日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、平成30年2月3日付け反論意見書及び平成30年9月24

日付け反論書において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

ア 本件決定は、条例や関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年（行コ）第26号事件，同第68号事件（確定）），平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22年（行コ）第153号事件（確定））及び平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（平成28年（行ウ）第26号事件（確定））等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

イ 上記関連判決においては、体罰は、加害教員の「職務の遂行に係る情報」であると認定され、公務員のプライバシーではないとされている。これにより、プライバシー情報型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の加害教員の氏名、学校名、校長名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部の情報に過ぎない。

ウ 条例第7条第1号ただし書ウによれば、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文の「個人に関する情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であつても公開せねばならないはずである。

他方、同号ただし書ウ括弧書において、「当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合においては、当該部分を除く」とし、非公開とすることを認めているが、上記関連判決では、体罰事故報告書における加害教員の氏名は、保護に値するプライバシーではなく、非公開を正当なものとする事由とは認めていないのであるから、同括弧書を理由として加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等を非公開とすることは、認められない。

エ 電子メールアドレスの非公開箇所があるが、電話番号やファックス番号を公開しながら、これだけ非公開とする理由がない。

オ 加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等を公開すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点についても、上記関連判決で否定されている。

カ 最高裁判所をはじめ各種の判決・答申においては、プライバシー情報型の規定を採用している自治体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と情報公開法その他の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」等の個人識別情報型とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけていない。個人識別情報型の規定においても、公務員等の氏名等の公開が争われた判決として、「公務員の職務に関する情報」は「個人に関する情報」に該当しないとする例もある。

個人識別情報型の条例においても、体罰事故報告書においては加害教員の氏名も含め公開されるべきであり、実際、個人識別情報型の条例を持つ複数の自治体のもとでも、同様の公開が行われている。

キ 条例第7条第1号本文では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。実施機関は、加害教員作成の「始末書」につき、そのすべてを非公開としているが、他方で学校長作成と思われる「顛末書」については一部公開としている。始末書といえども顛末書同様、事実関係など情報の内容によっては同号本文非該当の部分もあるはずである。

(2) 反論意見書による主張

ア 教員が体罰を起こしたという情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」であるという実施機関の主張は、上記関連判決によって明白に否定されている。また、それにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を公開すると、本人が懲戒処分等を受けたことも明らかになるので非公開とするという点なども同様である。いうまでもなくこの点も上記関連判決で論点とされたものであり、それが明らかになることの是非は担当裁判官も十分理解した上で教員名まで公開せよと判断しているのである。

イ そもそも実施機関も認めているとおり、体罰事故報告書自体には懲戒処分等の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分等の内容を公開しているとするればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書の氏名の公開自体がプライバシー侵害に当たらないこと、よって本件決定においてそれを理由に条例第7条第2号（審査会注：第1号）該当を持ち出すことが不当であることはいう

までもない。非公開情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのにそれを理由に非公開とするのは、条例解釈の誤りであり違法である。

ウ 弁明意見書では、「指導力不足の教員に対して行われる特別研修の対象者の氏名」についての福岡市情報公開審査会答申を持ち出し、体罰を行った教員の氏名も同等であるとの主張をしているが、両者は同一視できないものであるし、いずれにせよ体罰に関しては関連判決がいくつもある以上、従うべきは司法の判断であることはいうまでもない。

エ 以上により、加害教員の氏名はもとより、学校名、校長名、その他の学校教職員の氏名その他加害教員の特定可能性を理由とする情報はすべて公開されるべきである。

オ 実施機関は、弁明意見書で条例第7条第5号該当性らしき主張もしているが、これらも上記関連判決の中及びそこに至る中で争われ、すべて否定されてきているものである。

そもそもここでいう「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、一般に「支障の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求され、」また、「おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある。」とされる。これに照らし、弁明意見書の主張は、主観的、形式的又は抽象的に主張されているに過ぎない。既に加害教員の氏名を公開している多くの自治体で「事務の適正な遂行に支障」が生じているなどということはなく、実名を公開したらこうした支障が生じる、などというのは根拠のない憶測に過ぎない。

支障というが、体罰を行った教員が実名公開されることはむしろ体罰抑止という「事務の適正な遂行」に資するものである。

カ プライバシー情報型、個人識別情報型のどちらの情報公開条例を持つかに関わらず、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、上記関連判決を踏まえ、加害教員の氏名、学校名、校長名その他の公開を求める答申を出している。これらの判断は、審査請求人の主張が情報公開の専門機関からも正しいと支持されていることを示している。

(3) 反論書における主張

ア 上記関連判決は、他の文書などで当該教員の懲戒処分等が公開されていても、そうした懲戒処分等の記載のない文書においては、そのことと関わりなく、学校教員の体罰行為は公務員の職務遂行上の行為であるとして、当該教員の氏名は公開すべきであると判断している。

イ 平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（平成22（行コ）第153号事件）は、「本件文書により報告された教職員については、全員何らかの懲戒処分を受けたことが認められる」と認定しつつ、にもかかわらず結論的に氏名の公開が認められていることに留意すべきである。

また、平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18（行コ）第26号事件）においては、本件訴訟の対象文書として、懲戒処分を受けたことが記されている「第3の文書」が存在するにもかかわらず、それとは別の文書である「第2文書」である体罰事故報告書に記載された加害教員の氏名の公開が求められているのである。

そもそも体罰を理由とした処分と体罰の態様その他は、毎年文部科学省に報告され（この判決の中の「第1文書」）、文部科学省サイトや同省発行の「教育委員会月報」上で公表され、それらと事故報告書を照合することが一般に可能であることは、上記関連判決でも前提とされている。

そうした状況を踏まえてもなお、上記関連判決は、加害教員の氏名の公開を求めているのであり、本件公開請求は、上記関連判決の事例と実質的に変わるところがない。

ウ また、実施機関は、平成24年11月29日大阪高等裁判所判決（平成23年（行コ）第165号）事件）を援用するが、情報の性質や内容が本件と異なっており、本件に援用するのは妥当ではない。

エ 上記関連判決は、体罰事故報告書記載の体罰情報は公務員の職務遂行情報であり、それゆえ氏名も含めて公開せよと認定しているものであって、この点においては条例の種別を問わない一般的な射程を持つものである。

そして、条例では、「当該個人が公務員等（括弧内略）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開すべきものと想定しているのであるから、一般条項的に定めるプライバシー情報型以上に、「当

該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を公開すべきことは明白である。

また、上記関連判決は、上述のとおり、これらは「通常他人に知られたくない情報」すなわち「プライバシー情報」の侵害にあたるものではないとして公開を認めているのであるから、条例における「当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある」場合にも当たらない。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成30年1月25日付け弁明意見書、平成30年9月12日付け補足意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明意見書及び口頭意見陳述における主張

① 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

② 本件対象文書について

まず、事故報告書について述べる。事故報告書とは、所属職員に傷害、疾病、死亡その他重大な事故が発生した場合に、所属長である校長が、市立の小・中学校、高等学校、特別支援学校の各学校管理規則の規定に基づき、その職員の氏名、事故の概況その他必要と認める事項を教育委員会に報告するための報告書である。

所属職員が体罰を含む非違行為を行った際は、その他重大な事故として、同報告書にて報告を行うこととしている。実施機関としては、本件対象文書は、平成24年度に発生した体罰事案に関する事故報告書及び添付文書がある場合はその添付文書を指していると判断した。なお、現在、市立の養護・盲学校はないため、特別支援学校と読み替えている。

③ 本件決定を行うに至った理由

ア 本件対象文書中、教員及び生徒の氏名、所属及び教員の始末書本文については、それぞれ条例第7条第1号に該当するとして非公開とした。生徒の氏名、所属、学級について、個人の特特定を防ぐために非公開とすることについては争いがないので、教員の氏名、所属について述べる。

イ 教員の氏名については、特定の個人を識別することができるため条例第7条第1号に該当する。また、教員の所属については、所属が特定されると、報告書に記載された事案の概要と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため、同号に該当する。

審査請求人は、裁判例等を引用し、体罰は「職務の遂行に係る情報」であると認定されているから、本件対象文書中の加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等を非公開とする決定は違法であると主張している。

しかしながら、そもそも体罰は、学校教育法で禁止されている行為であり、教員の職務遂行上認められない非違行為であって、職務遂行上、当然に発生するものではないことから、「職務の遂行に係る情報」ではなく、同号ただし書ウに該当しないと判断した。

ウ また、本件対象文書ではないが、懲戒処分等の一覧表について情報公開請求を受けた場合、身分上の処遇に関する情報は、個人としての名誉、資質等に関わる当該教職員固有の情報であって、職務の遂行の内容そのものに関する情報ではないと認められ、条例第7条第1号ただし書ウには該当しないと解されていることから（平成16年6月23日福岡市情報公開審査会答申（諮問第73号））、氏名や所属を除き、処分年月日、学校種、職名、処分の程度、事案の概要について公開することとしている。本件対象文書は、懲戒処分等の必要性を検討する際の資料となるものであり、懲戒処分等を行った場合、同じ事案が懲戒処分等の一覧表に記載されることになる。その結果、同一覧表と照合することで、懲戒処分等を受けた個人が特定されることとなる。

したがって、本件対象文書中の加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等を非公開とした決定は妥当である。

エ 仮に、体罰が、職務の遂行に係る情報であるとされた場合、条例第7条第1号ただし書ウに該当するが、その場合でも、当該公務員等個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合には、当該公務員等の職及び氏名に係る部分は非公開とすることとされている。その考え方に従い、指導力不足の教員に対して行われる特別研修の対象者の氏名等について非公開とした福岡市情報公開審査会の答申（平成18年1月18日答申（諮問第85号））を踏まえると、本件においても、本件対象文書中の加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等について非

公開とした決定は妥当である。

同答申は、「特別研修の対象者であったことが公にされることで、指導力の改善が図られているにもかかわらず、教員としての信頼を失うといったことも起こり得、教員としての職務を遂行できないという不利益を被るおそれは十分に推測できる。」「対象教員の氏名及び職員コードについては、それを公にすると、特別研修対象教員である個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるため、第1号ただし書ウの括弧書に該当し、非公開とするのが妥当である。」としている。

体罰についても、指導力不足と同様、社会的関心は高く、厳しい目が向けられている。また、教員自身においても、仮に懲戒処分等に至らない程度であったとしても、体罰を行ったという事実自体が不名誉なものであるとの認識が一般的で、体罰を行った教員に対する特別指導を受けるなどして指導方法が改善された後であっても、体罰を行ったということが公にされると、同僚教職員のみならず、児童生徒、保護者及び地域からの、教員としての信頼を失うといった事も起こり得、教員としての職務を遂行できないという不利益を被るおそれは十分に推測でき、本件対象文書中の加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等を非公開とした決定は妥当であるといえる。

オ 始末書については、体罰の事実関係に関する記述の部分（本文5行目から15行目までの部分）については、事故報告書に記載された事実関係の一部を述べているに過ぎないという審査請求人の主張を認め、これを公開する。その余の部分については、個人の人格と密接に関わる情報であり、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当する。

(2) 補足意見書における主張

仮に体罰が職務の遂行に係る情報であるとされた場合に関して弁明した内容について、次のとおり意見を補足する。

ア 弁明意見書で述べたとおり、実施機関は、懲戒処分等の一覧表について情報公開請求を受けた場合、氏名や所属を除き、事案の概要等を公開することとしていることから、本件対象文書中の加害教員の氏名、学校名、校長名、校印等が公開されると、同一覧表と照合することで、懲戒処分等を受けた個人が特定されるこ

とを理由に、これらの情報を非公開とした。

情報公開請求は誰もが行うことができる制度であるから、両文書を同時に公開請求し、照合することは容易に起こり得ることである。福岡市情報公開審査会の答申（平成29年11月27日答申（諮問第5号））では、懲戒処分関連の文書において被処分者である校長の年齢及び性別を公開していたことについて、「「年齢」、
「性別」については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる場合は第1号に該当する個人情報と考えられ」、「公開請求における性別の取扱いについて検討を求める」とされている。このように条例においては、「性別」の公開に関しても十分な配慮が求められる中であって、他の情報と照合するまでもなく、個人が特定され、又は特定されるおそれが高い加害教員の氏名等については、個人の権利利益を不当に害するおそれがないか、慎重な対応が求められていると考えられる。

なお、懲戒処分状況についても、他の情報と照合するなどして懲戒処分を受けたものが特定されることのないよう、氏名等の個人が識別される可能性のある部分については非公開としている。

イ また、国の事案であるが、平成24年11月29日大阪高等裁判所判決（平成23年（行コ）第165号）において、特定の範疇の者にとって容易に入手しうる情報であっても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものは不開示情報に該当するとされている。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、条例と同じ個人識別情報型である。これらのことを踏まえると、本件対象文書と懲戒処分等の一覧表が照合されることは十分に起こりえることであり、このような関係でも個人情報の保護を図る必要がある。

ウ 次に、裁判例及び他の自治体の例について意見を述べる。審査請求人が引用している裁判例等の数が多いので、兵庫県及び神戸市について意見を述べる。

情報公開条例における個人情報保護の規定の構成としては2通りあり、1つ目は個人識別情報型と言われるもので、個人識別情報に該当するだけで非公開とするもの、2つ目はプライバシー情報型と言われるもので、個人識別情報であってもプライバシーが侵害されない場合には公開されるものである。個人識別情報型の場合、非公開となる個人情報の判断が明確であるところ、実施機関の条例は個人識別情報型で、兵庫県及び神戸市はプライバシー情報型であると考えられる。

（「個人識別情報を原則不開示としたうえで、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものをただし書で例外的開示事項として列挙する」ものが個人識別情報型であると解されている（宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」72頁）。）

それ以外にも、教員の氏名、所属の公開・非公開の判断に当たり根拠とした兵庫県、神戸市の条例の規定は、実施機関の条例の規定と異なっている。

以上のとおり、自治体によって情報公開条例の規定の構成が異なっており、体罰事案であるということを理由に、加害教員の氏名等を公開すべきとする審査請求人の主張は妥当ではない。それぞれの条例の規定に基づき判断すべきである。

エ 次に、条例第7条第5号エの該当性について述べる。同号の規定によれば、市の機関又は国等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開情報とされている。事故報告書中の教員の氏名を公表した場合、地域・保護者や教員間で体罰を引き起こした教員であることを認識され、結果として学校への配置が困難となり、公正な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある。また、当該教員のその後の教育活動への意欲の低下が懸念される。よって、事故報告書中の教員の氏名を識別することができる情報は、同号エに該当すると判断し、非公開とした。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書として、平成24年度に市立の小・中学校で発生した実施機関の職員（教員）による9件の体罰に係る公文書（別紙・文書1から文書9まで）及び同年度に県立の特定高等学校で発生した交流研修中の実施機関の職員（教員）による1件の体罰に関し県教育庁から実施機関に送付された一連の公文書（別紙・文書10から文書13まで）を特定している。

2 争点及び当事者間の主張について

本件審査請求において多岐にわたる当事者間の主張を整理すると、その争点は概ね次

の5点に整理することができる。

(1) 争点1：体罰の条例第7条第1号ただし書ウ該当性（同括弧書を除く。）

〔審査請求人〕

職務遂行の過程で行われる体罰は、関連判決において職務遂行情報と認定されている。

〔実施機関〕

学校教育法で禁止されている体罰は、職務遂行上認められない非違行為であって、同号ただし書ウに定める職務遂行情報には当たらない。

(2) 争点2：加害教員の氏名の条例第7条第1号ただし書ウ括弧書該当性

〔審査請求人〕

加害教員の氏名が保護に値するプライバシーでないこと及び他の文書で懲戒処分等が公開されていても懲戒処分の記載のない文書はそれと関わりなく加害教員の氏名を公開すべきことについては、関連判決で認定されていることなどから、これらの情報は、いずれも同号ただし書ウ括弧書に当たらない。

〔実施機関〕

仮に体罰が職務遂行情報であるとした場合も、体罰を行ったという事実自体が不名誉なものであること、加害教員の氏名を公開すれば本件対象文書と加害教員に係る懲戒処分等の一覧表を同時に公開請求することにより、加害教員に係る懲戒処分等の情報が容易に特定されることから、加害教員の氏名は、同号ただし書ウ括弧書に該当する。

(3) 争点3：加害教員の氏名の条例第7条第5号該当性

〔審査請求人〕

同号の「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、法的保護に値する高い蓋然性が求められるところ、実施機関の主張はいずれも主観的・抽象的なものに過ぎない。

〔実施機関〕

加害教員の氏名を公開すると地域・保護者の知るところとなり学校への配置が困難になるとともに、加害教員のその後の教育活動への意欲の低下が懸念されるから、加害教員の氏名を識別できる情報は、同号エに該当する。

(4) 争点4：県教育庁の担当者のメールアドレスの条例第7条第1号該当性

[審査請求人]

担当者の電話番号やファックス番号を公開しながらメールアドレスだけを非公開とする理由はない。

[実施機関]

当該メールアドレスは、担当者の個人情報であり、同号に該当する。

(5) 争点5：始末書本文の記述の条例第7条第1号該当性

[審査請求人]

始末書といえども、顛末書と同様、事実関係など情報の内容によっては同号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しない部分もあるはずである。

[実施機関]

始末書本文のうち体罰の事実関係に関する記述の部分（本文5行目から15行目までの部分）については審査請求人の主張を認容するが、その余の部分は個人の人格と密接に関わる情報であるから、同号に該当する。

3 条例の定め

上記2のとおり、本件については、条例第7条第1号及び第5号の該当性が争点となるところ、これらの規定のうち特に争点に関係する部分について述べる。

(1) 条例第7条第1号について

① 条例第7条第1号本文について

条例第7条第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報と規定している。

同号では、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報などが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものであるが、プライバシーの具体的内容は、法的にも、又は社会通念上も必ずしも明確ではないため、個人のプライバシーに関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、個人のプラ

プライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開とされ、その一方で、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについて、同号ただし書により例外的に非公開情報から除くこととされている。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要である。

なお、照合の対象となる「他の情報」は、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいい、他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については「他の情報」に含めて考える必要はないが、公開請求者が、当該個人の近親者や地域住民である場合など、当該個人と特定の関係を有するものであることから、特に保有している情報等については、当該個人情報情報の性質や内容等（例えば、当該個人情報情報が個人の思想・信条、病歴、犯罪歴などのプライバシー性の高い情報である場合等）によっては、プライバシー保護の観点から、例外的に「他の情報」に含めて解釈する必要がある。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

② 条例第7条第1号ただし書ウについて

条例第7条第1号は、本文に該当するものであっても、同号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定し、なかでも同号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開とする個人情報から除外することを定めている。

「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国や地方公共団体等の一員としてその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を

いい、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報や人事管理上の健康情報、休暇情報などは、「職務の遂行に係る情報」には当たらない。

また、同号ただし書ウは、「当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該部分を除く」とも定めており、公務員等の職務の遂行に係る情報が当該公務員等の個人の思想、信条、名誉等に関する情報であり、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合には、当該公務員等の職及び氏名に係る部分を非公開とする旨定めている。

(2) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

そして、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものであるとされている。

4 争点に係る審査会の判断

(1) 争点1：体罰の条例第7条第1号ただし書ウ該当性（同括弧書を除く。）について

体罰については、教育現場における教育指導の過程で発生するものであって、教育行政の実務においても一般の暴行・傷害とは異なる教育指導の延長線上の行為として取り扱われている実情に照らすと、体罰が学校教育法で禁止されているという点のみをもってその職務遂行性を否定することはできず、特定の教員が児童生徒に対し体罰を行ったという情報は、条例第7条第1号ただし書ウの括弧書を除く部分に該当するものと認められる。

(2) 争点2及び争点3：加害教員の氏名の条例第7条第1号ただし書ウ括弧書及び同条第5号該当性について

特定の公務員が懲戒処分等の人事上の措置を受けたという事実又はその懲戒処分

等の内容に関する情報（以下「懲戒処分等情報」という。）は、職務の遂行に係る情報には該当せず、法的保護に値する個人情報に当たることについては、審査請求人が引用する裁判例も認めるところであり、当審査会もこれと同様の見解に立つものである。

そうすると、特定の教員が体罰を行ったという情報自体は、上記(1)のとおり公務員の職務の遂行に係る情報ではあるものの、これをその氏名とともに公開した場合に、一般人が特別な探索を行うことなく容易に入手できる他の情報と照合することにより、当該教員の懲戒処分等情報が公になると認められるときは、加害教員の氏名については、これを公開することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものとして、条例第7条第1号ただし書ウ括弧書に該当すると解するのが相当である。

そこで、別紙・文書1から文書13までに記載された加害教員の氏名を公開した場合に、①他の情報と照合することで当該加害教員の懲戒処分等情報を識別することができるかどうか、②当該懲戒処分等情報を識別することができる他の情報は、一般人が容易に入手できるかどうか、の2点について以下検討する。

ア 他の情報との照合による加害教員の懲戒処分等情報の識別可能性

当審査会において、本件対象文書に対応する年度分の懲戒処分状況等一覧を見分したところ、被処分者の氏名等が被覆された状態でも、これを事故報告書の氏名その他の記載内容と照合することにより、加害教員の懲戒処分等情報を識別できることが認められた。

また、実施機関によれば、懲戒処分状況等一覧に限らず、加害教員の懲戒処分等情報を記載した公文書は、報道発表されている公表資料も含め複数存在することであった。そこで念のため、これらのうち、現に報道発表や市ホームページ等で公にされ、情報公開請求があった場合には全部公開扱いとされるべき公表資料についても見分したところ、当該公表資料には、被処分者である加害教員の氏名は記載されていないものの、加害教員の年齢・性別、懲戒処分等情報及び体罰に係る事案の概要が記載されており、これらの情報と事故報告書の氏名その他の記載内容を照合することにより、当該加害教員の懲戒処分等情報を容易に識別できることが認められた。

イ 懲戒処分等情報を識別することができる他の情報の入手の容易性

情報公開請求は、条例に基づき何人もこれを行うことができる手続であるところ、教員の体罰に関心を持つ一般の市民等が関連するすべての公文書の公開を求めた場合において、対象文書の一つである事故報告書に記載された加害教員の氏名を公開すれば、同時に対象文書となる懲戒処分状況等一覧や公表資料等の他の公文書と照合することにより、当該加害教員の懲戒処分等情報が公になることは、上記アより明らかである。

そして、一般の市民等が教員の体罰に関する情報の公開を求める場合に、殊更に懲戒処分等情報が記載されていない公文書に限定した請求を行うことが通例であるとは言い難く、加害教員の体罰に関する公文書全般について広く公開請求される蓋然性が高いことにかんがみれば、加害教員の懲戒処分等情報を識別することができる他の情報は、一般人が特別な探索を行うことなく容易に入手できる情報に当たるといふべきである。

以上より、加害教員の氏名については、これらを公開することにより、条例第7条第1号ただし書ウ括弧書に該当するため、同条第5号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

- (3) 争点4：県教育庁の担当者のメールアドレスの条例第7条第1号該当性について
別紙・文書10は、県教育庁から実施機関あてに発出された文書であって、加害教員の氏名、特定学校の学校名及び県教育庁の担当者の連絡先のメールアドレスが被覆された状態で公開されていることが認められる。

当該メールアドレスについて実施機関は、条例第7条第1号に該当することを理由に非公開としているところ、当該メールアドレスが公的機関あてに発出された公文書の内容に関する問い合わせ先として記載されたものであることを踏まえれば、当該担当者の職務の遂行に係る情報と解するのが相当であって、同号ただし書ウ括弧書に該当する事情も認められないことから、公開することが妥当である。

- (4) 争点5：始末書本文の記述の条例第7条第1号該当性について

別紙・文書12（以下「本件始末書」という。）は、加害教員が、体罰に関する認否や体罰に至る経緯、体罰の詳細な内容等に関する自身の事実認識を自らの言葉で反省の弁も交えながら記述したものであることが認められる。

一般論としては、本件始末書のように特定の者が自らの過ちを振り返り、反省の意を表した書面（いわゆる「反省文」）について、それらのどの部分が客観的な事

実で、どの部分が主観的な認識や反省の度合いを示す記述なのかを明確に区分することは、必ずしも容易であるとはいえず、それ全体を個人の人格と密接に関わるものとして、条例第7条第1号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断せざるを得ない場合も想定されるところである。

しかしながら、本件始末書本文の5行目から15行目までの部分については、体罰に関する事実関係を認定する立場にある実施機関がその弁明意見書において、自ら事実関係を述べている部分であると認め、これを公開する旨述べている以上、当該部分については、条例第7条第1号に該当しないものとして、公開することが妥当である。

5 審査請求人の主張について

(1) 争点2について

審査請求人は、体罰に関する事故報告書に記載された情報は、体罰を行った加害教員の氏名等の公開が争われた関連判決によって通常他人に知られたくないと認められる公務員のプライバシーではないと判断されている以上、加害教員の氏名は条例第7条第1号ただし書ウ括弧書には該当しないから、実施機関はこれらの判決に従うべきである旨主張する。

しかしながら、例えば、審査請求人が引用する大阪高裁平成18年12月22日判決においては、兵庫県知事の諮問を受けた公文書公開審査会が平成11年12月20日付けの答申において「いわゆる個人識別型では非公開とする範囲が拡大するおそれがあるとして、従前からのいわゆるプライバシー型を採用し、（中略）県政に関する情報公開を一層進めることが必要である」旨提言・意見等を述べていることや兵庫県の作成する「情報公開事務の手引」の記述の内容等を詳細に事実認定したうえで、これらの事実関係を前提とした兵庫県の条例の判断基準を示すとともに、個々の公文書の内容や訴訟当事者双方の主張等を踏まえた個別具体的な判断を示したものであることが認められる。

審査請求人が引用する他の関連判決についても、それぞれの地方公共団体の条例の趣旨等を踏まえた個別具体的な判断である点は、同大阪高裁判決と同様であり、これらの判決が本市の条例に基づく公開・非公開の判断を実質的に拘束するかなのような審

査請求人の主張は、採用することができない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は、他の地方公共団体の裁判例や答申などを引用した主張を種々述べるが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 争点以外の非公開部分に係る審査会の判断

(1) 争点以外の非公開部分について

争点以外の非公開部分のうち、体罰を受けた生徒に関する情報については、これを非公開とすることに争いが無いが、それ以外の情報であって、実施機関が加害教員の特定につながるおそれがあるとして非公開とした次に掲げるものについては、審査請求人は、加害教員の氏名が非公開とされる場合であっても、なお公開を求めていると解する余地がある。

①加害教員の所属する学校に係る「学校名」（別紙・文書1から文書13まで）、
「校長名」及び「印影（校印）」（別紙・文書1から文書9まで）、「学校番号」（別紙・文書5）並びに「文書記号」（別紙・文書11及び文書13）（以下「本件学校名等」という。）

②「加害教員の担任する組」（別紙・文書4及び文書6）

③「印影（加害教員の認印）」（別紙・文書12）

そこで、これらの情報の公開の可否について、以下検討する。

(2) 本件学校名等の公開の可否について

本件学校名等を公にしても、加害教員の氏名やその懲戒処分等情報が直ちに特定されるものとは認められないが、本件学校名等を公にすれば、加害教員の所属する学校の校長名を特定することができる。

実施機関によれば、加害教員の所属する学校の校長は、部下職員に対する日頃の管理監督が不十分であったという理由で、加害教員とともに何らかの懲戒処分等の措置を受けるのが通例であるとのことであった。

そうすると、体罰に関する一件書類の公開請求に対して本件学校名等を公にすれば、上記4(2)のとおり、加害教員の上司である校長の懲戒処分等情報を識別することができることとなるため、本件学校名等は、条例第7条第1号ただし書ウ括弧書に該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 「加害教員の担任する組」の公開の可否について

加害教員の担任する組を公にしても加害教員の氏名やその懲戒処分等情報が特定されるものとは認められず、他にこれを積極的に非公開とすべき事情も認められないことから、加害教員の担任する組は、公開することが妥当である。

(4) 「印影（加害教員の認印）」の公開の可否について

印影には、加害教員の姓をあらわす文字が印字されており、これを公にすると、他の情報と照合することにより当該加害教員の氏名が特定され、上記4(2)のとおりその懲戒処分等情報が公になるおそれがあることから、条例第7条第1号ただし書ウ括弧書に該当し、非公開とすることが妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月19日	諮問
平成30年1月25日	実施機関の弁明意見書を收受
平成30年2月5日	審査請求人の反論意見書（同月3日付け）を 收受
平成30年6月29日（第1部会）	実施機関から意見聴取，審議
平成30年9月12日	実施機関の補足意見書を收受
平成30年9月14日（第1部会）	実施機関から再意見聴取，審議
平成30年9月27日	審査請求人の反論書（同月24日付け）を收受
平成30年11月14日（第1部会）	審議
平成30年12月26日（第1部会）	審議
平成31年1月23日（第1部会）	審議
平成31年2月22日（第1部会）	審議
平成31年3月22日（第1部会）	審議
平成31年4月17日（第1部会）	審議

令和元年5月10日（第1部会）	審議
令和元年6月26日（第1部会）	審議
令和元年7月31日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子

別紙

番号	本件各文書の標題	非公開部分
1	「職員の事故について（報告）」 (平成24年6月1日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 加害教員の氏名
2	「職員の事故について（報告）」 (平成24年6月1日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 加害教員の氏名, 特定生徒の所属 する組
3	「体罰に関する事故について（報告）」 (平成24年6月25日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 学校番号, 加害教員の氏名, 特定 生徒の氏名及び所属する組
4	「体罰に関する事故について（報告）」 (平成24年6月29日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 学校番号, 加害教員の氏名及び担任 する組, 特定生徒の氏名及び所属 する組
5	「職員の事故について（報告）」 (平成24年9月24日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 学校番号, 加害教員の氏名
6	「職員の事故について（報告）」 (平成24年12月5日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 加害教員の氏名及び担任する組, 特定生徒の氏名及び所属する組
7	「職員の事故について（報告）」 (平成25年1月22日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 加害教員の氏名
8	「体罰に関する事故について（報告）」 (平成25年3月29日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 学校番号, 加害教員の氏名, 特定 生徒の氏名及び所属する組
9	「職員の事故について（報告）」 (平成25年5月13日付)	学校名, 校長名, 印影（校印）, 加害教員の氏名
10	「交流研修対象職員に係る体罰事案に ついて」 (平成25年5月2日付25教教第238号)	学校名, 加害教員の氏名, 県教育庁 の担当者のメールアドレス

11	「事件・事故等報告書」 (平成25年4月2日付25●●53-6号)	学校名, 文書記号, 加害教員の氏名
12	「始末書」 (平成25年4月5日付)	学校名, 加害教員の氏名, 印影(加害教員の認印), 始末書本文
13	「顛末書」 (平成25年4月8日付25●●55-6号)	学校名, 印影(校印), 文書記号, 加害教員の氏名